

高 島 市 勤 労 者 互 助 会 貸 付 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、高島市勤労者互助会会員の経済的地位の向上を図るため、規約第4条第2号に基づき、社団法人日本労働者信用基金協会（以下「労信協」という。）の保証を受けて行う勤労者福祉資金と育児・介護休業者生活資金の貸付について定める。

(取扱金融機関)

第2条 資金の融資は、近畿労働金庫（以下「労金」という。）が行う。

(貸付対象者)

第3条 この規程による貸付の対象者は、会員のうち同一事業所に2年以上勤務し、かつ引き続き勤務しようとするもので、互助会加入後6ヵ月以上経過したものとする。ただし、事業主（会社及び団体の役員を含む。）は除くものとする。

(貸付事由)

第4条 資金は、次の各号の事由に該当する場合に貸付する。

- (1) 会員の勉学または家族の教育に必要な資金
- (2) 会員または家族の傷病の療養に必要な資金
- (3) 冠婚葬祭等に必要な資金
- (4) 会員または配偶者の分娩に必要な資金
- (5) その他生活に必要と認められる資金

(貸付限度額)

第5条 資金の貸付限度額は、一互助会員に対して次のとおりとする。

- (1) 勤労者福祉資金の場合 1, 000, 000円以内
- (2) 育児・介護休業者生活資金の場合 1, 000, 000円以内

(貸付条件)

第6条 貸付条件は、「労信協」及び「労金」の定めるところによる。

2 前項の貸付条件の範囲内において、滋賀県勤労者福祉資金、滋賀県育児・介護休業者生活資金を利用することができるものとする。

(信用保証料の補助)

第7条 第5条に定める資金については、「労信協」の定める信用保証料のうち、5, 000円を限度として補助する。

(申 込)

第8条 資金の貸付を受けようとするものは、所定の申込書に必要な書類を添えて本部事務局へ提出するものとする。

(貸付の適否等)

第9条 資金借入申込書が提出されたときは、書類審査の後、貸付が適当であると認められるときはこれを「労金」へ送付し、不適當であると認められるときはその旨を申込者に通知するものとする。

(貸付の取り消し)

第10条 互助会は、申込者がその資格を欠き、貸付条件に反しまたは事実と異なる記載をしたことが明らかになったときは、その申込みを拒否し、貸付決定を取り消しまたは貸付金を返還させることができる。

(施行の細目)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

この規程は、平成4年4月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年10月4日から施行する。